

# 平成20年度第1回岐阜県入札監視委員会議事録

平成20年6月17日(火)  
シンクタンク庁舎1階 1-1会議室

## 【県建設発注工事、資格停止の運用状況等に関する質疑応答】

なし

### 【抽出事案に関する質疑応答】

#### 1 県営かんがい排水事業 岐阜中流地区 第34期水路工事(各務原市各務おがせ町地内)

Q: 落札率が78.87%であるが、これは他の工事と比べ低い落札率ではないか?

A: 岐阜農林事務所において、平成19年度に競争入札により発注した59件の工事のうち、落札率が80%を下回ったものが12件あった。なお、このうち最低の落札率は67%であった。

Q: 当事業の他の工区と比べた場合はどうか?

A: 他の工区については、平成19年度に87%の落札率で落札された案件がある。この案件の落札率は低いものであるといえる。

Q: この工事では、ダクタイトル鉄管の材料費がかなりの部分を占めていると思われるが、現在、資材等の価格が上がっている状況にあって低い落札率になったことについてどのように分析しているのか?

A: 応札した業者からお聞かせいただける範囲で伺ったところ、入札を辞退された5者の辞退理由としては、「価格が折り合わなかった」、「手持ちの技術者がいないので落札しても専任の技術者を配置できない」というものであった。また、応札のあった業者においては、「通常の利益が確保できればやりたい」というもの、それから、この時期に手持ちが空いており、多少無理をして利益を薄めてでもこの仕事をどうしてもやりたい」というものに分かれたようである。

また、落札業者の積算内訳表の確認や聴き取り等により、材料等や労務者の配置といった直接的にかかる費用については十分に配慮されており、その他の間接的経費を切り詰めることによって応札額を下げていることを確認している。

#### 2 公共 橋梁補修 一般国道158号 笠見橋・さつき橋工事(高山市奥飛騨温泉郷平湯地内)

Q: 6者の辞退があったが、それぞれどういった理由で辞退であったか?

A: 任意の聴き取りをしたところ、年度末で手持ちの技術者がいないという業者が3者、見積価格が予定価格以上であったという業者が2者、もう1者は、会社の組織再編が予定されているという理由であった。

Q: 今回、この12者を選定した理由はどのようなものか?

A: 橋梁の耐震補強を行うという工事の内容から、橋梁のメンテナンス会社で、県内の関係会社6者と、近傍の名古屋、大阪から選定した。メンテナンス業者は、東京や全国の他の地域にもあるが、工事場所が飛騨であることから近傍の業者ということを考慮し、また県内での工事実績や営業関係等を勘案して選定した。

Q: 近傍の地域としながら、大阪の業者を選定したのはどのような理由なのか?

A：細かく調べればもっとほかにもあった可能性はあるが、工事实績等を考慮してこれらの業者を選定した。

Q：この業者は岐阜県での工事实績があるのか？

A：平成17年に、岐阜土木事務所管内において落橋防止の工事を実施した実績がある。

Q：落札業者を除いた応札者の入札金額が非常に接近している。材料の価格や労務費など一致しなければこれほど接近した価格にならないと思うが、談合情報などもなかったのか？

A：談合情報はなかった。見積による積算であり、各社とも同様に見積により設計してきたのではないかと考えている。なお、応札者の積算内訳書を比較したが、全く一致するといったことはなかった。

委員：別の観点で見ると、入札率が99%程度で横並びになっているということは、業者側にとってはかなり厳しい予定価格であり、たとえ100%でも利益が出るか出ないかというようなところであったため、各業者とも限りなく100%に近い値を出したというようにも考えられる。

Q：写真で見るとひどく傷んでいるようなので、早く直す必要があると思われるが、発注の時期は適切だったか？あわてて発注することで、価格の面など不利になる部分も出てくると思われるので、計画的にやるべきではないか？

委員：岐阜県では同程度（15m以上のスパン）の橋が1600橋くらいある。病気と同じで大病になる前に直した方がトータルで安いということで、平成14、5年くらいから計画的に実施している。ただ、一方で予算が限られているので、優先順位をつけてやっている状況である。

### 3 県単 治山事業 棚井 工事（郡上市八幡町有穂棚井地内）

Q：この場所は以前に補強の工事などをやった場所か？

A：この場所では、平成16年にウッドブロックによって山腹を施工し、その上部にもコンクリートブロックによる山腹工事を行った。また、昭和53年にブロックによる山腹工を施工した。

Q：そのときの工事が十分ではなかったということはないか？崩落が頻繁に起きる場所であるなら、今回の工事で本当に大丈夫なのか？

A：当時としては、今回発生したような地滑り性の崩落が起きることは予測はできなかったために、通常山腹工事を実施したものである。なお、今回の工事は、上部を軽くすることによって斜面の崩れた部分を安定させるために緊急的な工事を実施したものである。また、現在は調査設計を進めており、7月くらいには概略設計、9月には工事を発注し年度内には最終的な復旧を終えたいと考えている。

Q：特例で競争入札しないケースに当てはまるという判断をし、そこであえて2者から入札させているが、その必要は特になくということか？それとも、どちらか1者と随意に契約してしまってもいいという制度なのか？

A：2者以上から見積書を徴取する制度になっているため、八幡町内のA等級業者が4者のうち、樹木の伐採ができる森林技術者を保有する2者から見積書を聴取したものである。

### 4 公共 床上浸水対策特別緊急事業工事（関市側島地内）

Q：参加資格の要件について、入札公告に記載の設計業務等の受託者2者に対して100分の50以上の株式保有あるいは出資している建設業者は参加資格がないとのことだが、このようにコンサルタントに出資している建設業者は岐阜県にはあるのか？

A：数は多くないと思うが、あると聞いているため調査を実施するものである。

Q： 河川の土砂というのは、自然にだんだん溜まっていくものだと思うが、どうして工事の名称に「緊急」という名前が付いているのか？

A： 河川の改修事業は、「100年に1回」「50年に1度」の洪水に耐えうるといったかたちで決めるものであるが、この工事の場合はその「最終形」ではなく、少なくとも大部分の床上浸水をなくするというものである。完全な改修ということでなく緊急的な事業という意味で、国でこのような事業名を付けたものである。

Q： 2億円近くかける工事でも、洪水なければ意味がないものになるのか？

A： 平成16年に長良川筋で大出水があり、何百戸もの家屋が床上浸水の被害にあった。この工事は、その床上浸水を無くすことができるよう川の水位を下げるために、川底の土を掘削して川の断面を大きくする工事である。実際に大災害が起きたために、緊急的に実施する事業である。

## 5 県単 治山事業養老公園滝谷地区工事（養老町滝谷地内）

Q： 総合評価方式は、事案によって点数のウェイトの付け方に差を持たせるといったことはないのか？ 工事ごとに、例えば安全性に関わるような問題があれば、地域要件よりも施工能力等の技術的な面が重要になってくるし、一方で地域振興といった観点から、地域要件のウェイトが高くてもいいという考え方もあり得るのではないか。

A： 地元の業者からは、災害応援協定やボランティア活動などを行っているので地域要件にウェイトを置いて欲しいという意見がある。一方で品質確保の観点から、安全面等技術力の関係に重点を置くことも必要である。これから一般競争・総合評価を実施しながら、最良の着地点を探っていく必要があると思う。

Q： 結果的に最低入札金額の業者が結果的に落札したが、そうなると総合評価はあまり影響なかったということなのか？

A： 総合評価の種類によって加算点の満点が異なるため、評価点1点のウェイトも変わってくる。加算点の満点が大きいほど、価格の影響が低くなるが、技術力が高く安全性も配慮した十分な技術提案をされれば、価格が高くても落札者になりうるものである。

委員： 最高入札金額の業者が評価値では2番目になっているので、総合評価を行うことの影響は確かにあるようだ。

Q： 入札参加者は、自分のところの評価点がどれくらいかということはそれぞれわかるのか？

A： わかると思う。従って、次の入札の時には金額と加算点の両方を考慮して応札されることになると思う。

Q： 総合評価方式は、品質確保には確かにいいが、談合防止にはあまり効果がないと思うが？

A： 総合評価方式の一般競争入札であるので、誰が参加してくるのかわからないものであり談合は難しいと思われる。

## 6 公共 特定緊急地すべり対策事業工事 東横山（揖斐川町東横山地内）

Q： 2年前の6月に応急復旧が済んで、今回は今年になってからの発注であるが、もっと早く必要はなかったのか？

A： 平成18年5月12日の本体の崩壊発生後約1か月で応急工事を完了した。その後、恒久対策として、地滑り本体を止める工事を平成19年12月まで約1年半かけて完了した。今回の工事は、本体の工事による土砂の運搬が終わったことを受け、土砂運搬のために傷んだ道路の路面を補修して元に戻す工事を実施したものである。

- Q : 2位以下の応札額が全体的に接近しており、高いところでは98.44%となっているが、このような工事はだいたいこれくらいの入札率になるのか？
- A : 今回の工事は舗装工事で、路面が傷んだために表面を切削して舗装し直すという、比較的単純な工事であるため、どの業者が見積もっても見積額に差が出にくいと思われる。
- Q : 指名業者を選定する際、管内で870点以上の業者を「機動力を考慮して」まず選定したとのことだが、これはどういったことか？
- A : 大きい会社のほうが重機等を持ち合わせていると思われるし、特に年度末であったことから、やはり少しでも大きい、従業員の多い会社のほうがすぐに動いてもらえる、あるいは着実に工期内に工事をやっていただけるだろう考えたため、優先して870点以上の会社を選定した。

## 7 県立多治見病院新西棟(仮称)建築工事(多治見市前畑町地内)

- Q : 50億円規模の工事であるが、応札3者の入札額が接近している。一般的な感覚でいうと、もう少しばらついてもいいのではないかと思う。
- A : 最近の傾向として、昨年の末から今年にかけて、鋼材など一部資材等の値上がりがある。この工事の設計書を組んだのが昨年の12月であり、入札が2月末で、3か月ほどタイムラグがあったため、応札者からかなり厳しかったと聞いている。そういう点で各業者とも高止まりしたことが、結果的に入札額が接近した原因であると考えている。
- Q : 応札した業者のJVには、全国的な業者、いわゆる大手のゼネコンは入っていないのか？
- A : 落札したJVの代表者が、いわゆる準大手の東京の業者である。他の構成員は岐阜市と地元多治見市の業者である。
- Q 大手の業者が参加していないのはなぜか？
- A : 昨年、いわゆる地下鉄談合等で相当な数の業者が指名停止になったため、その関係であると思う。何もなければ、もっと多くの参加者があったのではないかと考えている。
- Q : 税金で作るものであるから、安くするようにしなければならない。病院であるので慎重にやる必要はあるが、必要最低限とは言わないまでも、華美な作りをする必要はないのではないか？
- A : 設計者の選定にあたってはプロポーザル方式を採用し、設計業者の提案を、医療関係者あるいは建築関係者等の外部委員に審査を依頼し、いちばんふさわしい設計を選んでいただいたものである。華美なものになっているようなことないと考えている。
- A : この工事の発注は当初スケジュールから遅れていると思われるが、なぜか？
- Q : もう半年ほど早く発注する予定であったが、参加できる業者数が少ないということがあり、結果的に半年近く遅れたことになる。
- 委員 : 談合事件の関係で業者が参加できなかったという事情があったので、おそらくそれがなければ、もう少し大きな業者も入札に参加し、入札価格ももう少し下がったかもしれないという感じがする。そういう意味で今回の場合は、県は被害者という立場なのかもしれないという感じがする。
- Q : WTO一般競争入札ということは海外の業者できるものであるが、岐阜では海外の業者が参加したことはあったか？
- A : 過去においては県内ではないと思う。
- 委員 : 各国々によって基準や仕事のやり方などが異なるため、実際には難しい。ただ、制度としては海外に対しても開いているというものである。